

個人情報管理規程

社会福祉法人 雪の聖母園

第1章 総則

<目的>

第1条 本規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることから、社会福祉法人雪の聖母園（以下「法人」という）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

<定義>

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1) 個人情報

生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

3) 保有個人データ

法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことの出来る権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶ恐れがあるもの、又は違法もしくは不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがあるもの以外をいう。

4) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

5) 従業者

法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事するものをいう。

<法人の責務>

第3条 法人は、個人情報に関する法令等を遵守すると共に、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的

<利用目的の特定>

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を出来る限り特定するものとする。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について本人に通知し、又は公表するものとする。

<利用目的外の利用の制限>

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことが出来るものとする。
 - 1) 法令に基づく場合。
 - 2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3) 国や地方公共団体等の機関が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
 - 4) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れのある場合。

第3章 個人データの適正管理

<個人情報の取得>

第6条 法人は、個人情報の取得にあたってはその利用目的を明らかにするとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

<個人データの適正管理>

第7条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人は、個人データの紛失、漏えい、改ざんの防止等安全管理のため必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに破棄または削除するものとする。
- 5 法人は、個人情報の取り扱いを法人以外の者に委託する場合は、受託者が講ずべき措置を明確にし、受託者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人情報の提供

<個人情報の提供>

第8条 法人は、次に掲げる場合を除きあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

- 1) 法令に基づく場合。
- 2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3) 国や地方公共団体等の機関が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- 4) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れのある場合。

第5章 個人情報の開示および訂正、削除、利用停止等

<個人データの開示>

第9条 法人は、本人から当該本人に係る保有個人データについて、その開示の申し出があったときは、次の場合を除き速やかに開示するものとする。

- 1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害する恐れのある場合。
 - 2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れのある場合。
 - 3) 他の法令に抵触することとなる場合。
- 2 開示は書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意がある場合は、書面以外の方法により開示することが出来るものとする。

<個人データの訂正、削除、利用停止等>

第10条 法人は、保有個人データの開示請求のあった者から、開示に係る個人データの訂正、削除、利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を請求のあった者に対し速やかに通知するものとする。

第6章 組織および体制

<法人および従業員の義務>

第11条 法人は、個人データを扱う全ての従業員に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 法人の従業員又は従業員であったものは、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏えい、又は不当な目的のために利用してはならない。

<個人情報保護管理者>

第 12 条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は施設長とする。
- 3 施設長は、理事長の指示および本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する監督、教育等を行う責任を負うものとする。
- 4 施設長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を従業員に委任することが出来るものとする。

<苦情対応>

第 13 条 法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、施設長とする。
- 3 施設長は、苦情対応の業務を従業員に委任することが出来るものとする。

第 7 章 雑 則

<その他>

第 14 条 個人情報保護管理責任者は、必要に応じて個人情報保護管理に関する規則等を別に定めるものとする。

<改 定>

第 15 条 本規程の改定は、個人情報保護管理責任者の発議により理事会にて決定されるものとする。

附 則

本規程は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。